

設問1については、第2回資料の資料3、資料5などを確認しながら記載してください。

- ・論点（案）ごとに、（A）（B）（C）のうち、考えられる選択肢に○をつけてください。
- ・（A）：会議で十分に議論するべき論点
- ・（B）：市の判断が適切である（もしくは議論の余地はない）として会議で議論しなくてもよい論点
- ・（C）：報告書に記載しない（論点として削除してもよい）論点
- ・（D）：どれにも該当しないなど、何か気になることがあるなど考える場合は、（D）に記載してください。（A）（B）（C）のどれかに○を付けた場合でも、結構です。

設問2については、他に考えられる論点がある場合に記載してください。

設問1 各論点チェック表 （論点（案）43つ、灰色箇所除くと38つ）

No.	論点種別 関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点（案）	(A)	(B)	(C)	(D)
			会議で十分に議論するべき論点	市の判断が適切である（もしくは議論の余地はない）として会議で議論しなくてもよい論点	報告書に記載しない（論点として削除してもよい）論点	その他・備考 (自由記載)
1	(その他の論点)	(a)最初の情報提供があった時まで、崩落箇所の改変行為について、市は認知していなかったか			○	都市計画課：改変行為時期については、航空写真などの資料を基に状況を確認したところ、平成13年ごろからではないかとの推測であり、何か情報提供があったとか、明確に把握したものはない 村越委員：情報提供よりも前は認知していなかったため論点としない
(法令論点) ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律	具体は下記の5つ	本件改変行為は、廃棄物処理法で規制することができなかつたのか	具体は下記	具体は下記	具体は下記	具体は下記
	[行] (1)廃棄物のみが法規制の対象であり、盛り土(自然土)は廃棄物に当たらない	(1)盛り土は「廃棄物」(2条1項)に当たるのか		○	○	村越委員：廃棄物処理法第2条に廃棄物にあたるもののが列挙されており、その中に土砂は含まれていない 江間委員：廃棄物混じりのものがあったのであれば関係がある。ただし、平成26年10月ごろの廃棄物については、業者が対応・処理をしたという報告もあるので、この時点での廃棄物については論点としなくても良い 村越委員・江間委員：特に廃棄物の対応で問題がある点はないため、(B)、(C)どちらでも問題はないと思う
	[行] (2)ア本件投棄行為は不法投棄に当たるため、投棄者に撤去させたが、それ以外の投棄行為は確認していない	(2)ア本件土地において撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったのか			○	村越委員：撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったのかは、なかったかもわからないので、積極的にここは議論しても仕方がない ※(その他の論点) (a)と関連
	[行] (2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為に当たらない	(2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為(16条)に当たるのか	○			村越委員・江間委員：廃棄物処理法については、平成26年時点のみではなく、それ以降の時点でも論点となることがある
	[行] (2)ウ土地所有者は、投棄者に当たらない	(2)ウ土地所有者は投棄者に当たるのか	○			村越委員：本件土地所有者は、疑いもなく投棄者に当たる 江間委員：ご指摘のとおり論点とした方がよい
	[現] (3)土地所有者の清潔保持等は努力義務に過ぎず違反に対する制裁はない	(3)清潔保持義務(5条)は努力義務に過ぎないのか			○	村越委員：土砂が8,000m <sup>3</sup> ある中、廃棄物は180m <sup>3</sup> であり、廃棄物処理法で根本的に規制するということは難しいため、清潔保持義務は検討しなくとも良い

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点（案）	(A)	(B)	(C)	(D)
				会議で十分に議論するべき論点	市の判断が適切である（もしくは議論の余地はない）として会議で議論しなくてよい論点	報告書に記載しない（論点として削除してもよい）論点	その他・備考 (自由記載)
2	(その他の論点)		(a)土砂等の中にどの程度の量の廃棄物が混入していたのか  (b)土砂の搬入を確認したことから、静岡県土採取等規制条例の観点で、土木への連絡を行う必要がなかったか			○	道路保全課：現時点で本件土地の土砂の中から 180 m <sup>3</sup> の廃棄物が確認されている  青田委員：安全・安心の観点から関係する部署間での情報共有は大事であり、今回、土木との情報共有はやつておくべきであったと考える 江間委員：土地所有者の█████としては平成15年頃から埋め立てを頼んでいると話をされたようで、断続的に投棄していたという情報まで土木と情報共有がされていたかが気になるところであり、天竜区まちづくり推進課が横展開していることは良かった対応だと考えるが、他の事案がどうかは論点としたいところ 村越委員：天竜土木整備事務所としての対応としては平成27年3月18日の次は令和3年12月23日になるのか 天竜土木整備事務所：そのとおりである 村越委員：█████は看板を撤去することを約束したようだが、撤去したことは確認したのか 産業廃棄物対策課・道路保全課：実際に撤去されたのかどうかは確認できていない。どの時期に看板があつたのかも不明である
3	(その他の論点)		(a)通報内容の共有（連絡）先は適切であったか	○			村越委員：取り上げるべき論点である 沢田委員：論点とすることに異論はないが、通報する人にとってどこに通報するか選ぶことはとても難しいものなので、どこを窓口にすべきかを論じることは難しいと考える 村越委員：どこに通報しても適切に情報が共有されなければならないということであれば論点としても良いか 沢田委員：そうであれば良いと考える
4	(法令論点) ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2と同じ	2と同じ				
	(その他の論点)		(a)2日分の産業廃棄物の回収撤去及び12月26日の報告書受理をもって対応を完了としたことは適切だったか  (b)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったか		○		村越委員：2日分の産業廃棄物の回収撤去の2日分とは何を指していたか 産業廃棄物対策課：業者からの今後の対応について報告における、当該土地へ残材、残土を投棄した10月29日、10月30日の2日間を指す 村越委員：投棄していた業者に聞き取りの中で、2日しか廃棄したことではないという回答であったのか 産業廃棄物対策課：█████が自社の分として廃棄したと認めたものはこの2日分だけであり、撤去後に現場確認をして、この時点で事案としては終了とした 村越委員：ここで問題としたのは廃棄物処理法なので、当面の廃棄物が撤去されればそれ以上の土砂を除けという対応は難しく、やむを得ない対応だったと考える  村越委員：現地確認の必要はあるため、論点とする

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点（案）	(A)	(B)	(C)	(D)
				会議で十分に議論するべき論点	市の判断が適切である（もしくは議論の余地はない）として会議で議論しなくてよい論点	報告書に記載しない（論点として削除してもよい）論点	その他・備考（自由記載）
5	(法令論点) ⑤建築基準法、静岡県建築条例	具体的は下記の2つ	本件改変行為は、建築基準法で規制することができなかったのか	具体的は下記	具体的は下記	具体的は下記	具体的は下記
		[現] (1)本件土地は、災害危険区域に指定されていないため、災害危険区域に関する規制が適用されない ※静岡県建築安全推進課へ確認中	(1)本件土地は「災害危険区域」（法39条1項）に指定すべきだったのか、指定していない理由は何か、また、本件土地は、災害指定区域の指定要件に該当しないのか		○		村越委員：災害危険区域は、県と市の両方に指定する権限があるものなのかな 北部都市整備事務所：災害危険区域は、法に基づいて浜松市でも作ることはできるが、静岡県が県下全域を対象とした条例を作っているので、その制限を超えるような条例をあえて浜松市が作ることは考えておらず、浜松市はこの災害危険区域を指定するための条例を持っていない 村越委員：当該土地は災害指定区域に指定されていませんので、取り上げても仕方がない、市の判断は適切である
		[行] (2)本件改変行為は建築物を建築する行為ではない	(2)本件改変行為は建築物を建築する行為（県条例4条、10条）に当たらないのか		○		村越委員：市の判断は適切である
	(法令論点) ③都市計画法	具体的は下記の1つ	本件改変行為は都市計画法で規制することができなかったのか	具体的は下記	具体的は下記	具体的は下記	具体的は下記
		[行] (1)本件改変行為は、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう造成ではなく開発行為に該当しない	(1)土地所有者に本件土地において「建築物の建築」（4条10項）「特定工作物の建設」（同条11項）の用に供する目的（同条12項）はなかったか		○	○	村越委員：土地所有者に本件土地において「建築物の建築」「特定工作物の建設」の用に供する目的はなかったかについて、こちらについてはなかったということよいか→意見なし
	(法令論点) ④宅地造成等規制法	具体的は下記の1つ	本件改変行為は、宅地造成等規制法で規制することができなかったのか	具体的は下記	具体的は下記	具体的は下記	具体的は下記
		[行] (1)本件改変行為は、宅地造成に該当するが、本件土地は、都市計画区域ではなく、市街地又は市街地となろうとする土地の区域ではないことから、宅地造成工事規制区域外であるため、工事の許可は不要である	(1)本件土地は「市街地又は市街地となろうとする土地の区域」として「宅地造成工事規制区域」（3条）に指定すべきだったのか		○	○	土地政策課：宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地または市街地となろうとする土地の区域で、主には都市計画区域内を想定し法的に作られているもので、さらに高低差の激しいところというものになる。この宅地造成等規制法においては、宅地の定義が農地や採草放牧地、森林、道路、公園、河川のような公共施設以外の土地は全て宅地として扱われるので、宅地としては扱われる部分ではあるが、宅地造成工事規制区域には指定されるものではなかったと考える 村越委員：災害が生ずるおそれが大きいという認識がなかった以上指定はできませんので、こちらについてはやむを得ないと考える
	(その他の論点)		回答内容は適切であったか			○	村越委員：北部都市整備事務所の回答が適切かどうかは、土砂がいつ増えたかを考えると、回答時点の平成26年11月4日の後に急速に土砂が増えており、この時点でそれを認識し、何か制限をかけなければいけないという認識には至りにくく、この時点ではやむを得ないというぐらいの認識で、市の判断は適切とし、論点としては取り上げないとの処理で良いと考える

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点（案）	(A)	(B)	(C)	(D)
				会議で十分に議論するべき論点	市の判断が適切である（もしくは議論の余地はない）として会議で議論しなくてよい論点	報告書に記載しない（論点として削除してもよい）論点	その他・備考（自由記載）
6 7	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例（R4.7.1以前）、静岡県土採取等規制条例施行規則	具体は下記の6つ	本件盛り土行為は静岡県土採取等規制条例で規制することができなかったのか	具体は下記	具体は下記	具体は下記	具体は下記
		[行] (1)条例による規制は、盛土をする行為者に対して適用されるものであり、土地所有者に対しては適用されない	(1)条例は「土の採取等」を行おうとする者、行っている者、及び行った者に対して適用されるものであり、本件土地所有者に対しては適用されないのか				
		[行] (2)適用除外の範囲を超える盛土を行った事業者の存在は確認できていない	(2)本件土地に適用除外（14条1項3号、規則8条3項3号）の範囲を超える盛土を行った事業者はいないのか				
		[現] (3)複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、この条例による規制は適用することができない	(3)ア複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合、3条1項の届出義務はないのか				
			(3)イ措置命令（6条）停止命令（7条）は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合に適用することができるのか				
		[行] (4)本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める」ことができなかったことから、土地所有者に対する行政指導にとどめた	(4)本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める」（6条）（7条）ことができたのか				
		[現] (5)「土の採取等の跡地」については、措置命令を行い得る	(5)「土の採取等に係る跡地」（9条）には、3条1項の届出をしていない盛土の跡地も含まれるのか				
		[現] (6)複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、措置命令を行うことができない	(6)措置命令（9条）は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行う場合に適用することができるのか				
			(a)土地所有者に対する口頭指導のみでよかったか				
8	(その他の論点)		(b)搬入された土量の確認や搬入業者の特定などをする必要はなかったか				
			(c)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったか				
	(その他の論点)		(a)2014.11.4にも土砂搬入について口頭指導しており、今回、口頭での注意警告をしたこと及びその内容は適切であったか				

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点（案）	(A)	(B)	(C)	(D)
				会議で十分に議論するべき論点	市の判断が適切である（もしくは議論の余地はない）として会議で議論しなくてよい論点	報告書に記載しない（論点として削除してもよい）論点	その他・備考（自由記載）
9	(法令論点)	[行] (3)本件土地は、緑恵台建築協定において緑地と位置付けられており、同協定で制限する盛土をする行為の適用がない区域である（7条6項、8項）	(3)本件改変行為は建築協定の対象なのか				
	⑤建築基準法、天竜市建築協定条例、浜松市建築協定条例	[行] (4)法は、市が建築協定条例を定めることでできること及びその認可手続等を規定しているにすぎず、建築協定の違反について特定行政庁（市長）は監督処分権限を有しない	(4)特定行政庁は建築協定違反について監督処分をすることはできないのか				
	(その他の論点)		(a)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡の必要はなかったか (b)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかつたか				
10	(その他の論点)		(a)産業廃棄物対策課を案内するだけでなく、産業廃棄物対策課へ直接連絡をする必要はなかったか				
			(b)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡は必要なかったか				
			(c)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかつたか				
11	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例（R4.7.1以前）、静岡県土採取等規制条例施行規則	6と同じ	6と同じ				
12	(その他の論点)		(a)盛り土の土量や面積の確認、届出要否については、土地所有書からの情報提供待ちであったが、対応として適切であったか (b)土砂崩落までの8ヶ月、土地所有者の親族からの連絡がない中、市は何らかの対応をする必要はなかつたか				
13	(その他の論点)		(a)2014.10.30から 2022.1.21まで8年の間、崩落箇所における改変行為に対して、市民等からの通報や相談があった中、市の関係部局間での情報共有はできていたか				
14	(その他の論点)		(a)最後の行政対応の日から土砂崩落までの間に、できる行政対応はなかったか				

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点（案）	(A)	(B)	(C)	(D)
				市の判断が適切である（もしくは議論の余地はない）議論するべき論点	市会議で十分に議論するべき論点として削除してもよい）論点	報告書に記載しない（論点として削除してもよい）論点	その他・備考（自由記載）

## 設問2 他に考えられる論点

No.	法令論点・その他の論点	論点内容
E-1	(他の論点) 市の各部署の連携・情報管理の在り方 ※ No.1～14の各論点と重複	<p>① (H26.10.30～H27.3.18頃の連携等) 航空写真から推測等したH3～H25までの盛り土の累計増量は3106m<sup>3</sup>程であって、H26.11.11付「苦情処理報告書」（第1回検証会 資料11 A-1）によれば、[REDACTED]は「平成15年ころから埋め立てを頼んでいる。」等と発言していること、同「苦情処理報告書」添付の写真によれば急こう配の斜面であったことが窺われることから、不法盛土の疑いがあつたと思われます。H26.10.30～H27.3.18頃、天竜区まちづくり推進課から、産業廃棄物対策課（廃掃法）、北部都市整備事務所（建基法・建築条例、都計法、宅造法）、天竜土木整備事務所（土採取等規制条例）に連絡し、天竜土木整備事務所において、現地を確認した対応は適切であったとしても、上記「苦情処理報告書」記載の情報が共有されていたのか否か、不法盛土等の疑いに関連して[REDACTED]のH10購入後の経緯（搬入土量、盛り土の箇所）等を聴取する、ダンプ運転手から2年間の搬入土量を聴取する、などした事情は、資料上、確認できないところ、天竜土木整備事務所の対応が適切であったのか否か。</p> <p>② (H29.11.15, H30.2.9頃の連携等) 航空写真から推測等したH27.5～R2.1までの間の盛り土の増量は1880m<sup>3</sup>程（H3以降の累計6516m<sup>3</sup>）で、同期間において本件崩落地（緑恵台556-351）の北部分398m<sup>3</sup>程が崩落したと推測されること、相談日H30.2.9の「市民からの質疑処理カード」によれば、H29.11.15, H30.2.9頃、[REDACTED]から「隣地に・・・土砂の埋め立てがされているが、その土砂が自分の土地に越境してきている。」H29.11.15～H30.2.9まで同様の状況が続き「コンクリートガラが混ざっているよう」であったこと、本件崩落後の土にコンクリートガラ等があったこと、から廃掃法違反、不法盛土等の崩落のおそれが窺われたと思料されます。[REDACTED]の相談について、北部都市整備事務所（建基法・建築条例、都計法、宅造法）の[REDACTED]に対する越境に対する回答が適切であったとしても、市民相談窓口、産業廃棄物対策課を案内することに、産業廃棄物対策課（廃掃法）、天竜土木整備事務所（土採取等規制条例）に連絡して情報を共有し、各部署に対応を求めることが行政対応として適切であったのか否か。</p> <p>③ (R3.12.23～R4.1.21頃の連携等) 原資料は見当たらないが、R4.9.28付「【報告】緑恵台の土砂災害発生前対応及び経過状況について」の「令和3年度対応」記載の天竜土木整備事務所から自治会長ないし土地所有者らに対する説明・指導が適切ないし正しいとしても、天竜土木整備事務所から親族らに対して盛り土の土量等を確認するために架電等をすること、H26.10～の資料を各部署と共有して確認・検討すること、等まですることが対応として適切であったのか否か。</p> <p>④ 不法残土を扱う主幹部署の所管の整理。例えば、不法投棄、不法盛土・切土に関して、行政部署間で特定の私有地に関する情報を継続的に共有して、各部署の職員らが閲覧できることが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとして適切であるか否か。例えば、開発行為や宅地造成等の盛土・切土に関する資料・公文書にうちて、廃棄時期等はどうに考へるのが適切か。</p>
E-2	(他の論点) 県と市との連携・情報共有の在り方	本件崩落地は「沢状地形を呈しており、雨水が集水しやすい地形」であって、造成された土地であって、R3に盛り土の総点検が行われていたところ、R4.9.24土砂崩落までに、建築協定に係る本件崩落地の情報を県に照会する、R3のLPデータを活用する等の対応まで行うことが適切であったのか否か。
E-3	(他の論点) 外部の専門家との連携の在り方	No.E-1①～③の対応にあたって、外部の土砂災害等に関する専門家の関与・意見を求めることが適切であったのか否か。
E-4	(他の論点？, 建築基準法73条？) 建築協定内での緑地等の扱い	本件崩落地は、もと5条森林であったところ、建築協定によって5条森林から除外され、また、農地・市街地・宅地造成工事規制区域（宅造法3条「市街地又は市街地に図示する土地の区域」）のいずれでもなく、緑恵台建築協定においても形質の変更の規制（緑恵台建築協定7条(6), (9)）が及んでいないため、現・静岡県盛土等の規制に関する条例のほか、形質変更等について、法令上、規制がないものと思料されます。本件崩落地は、建築協定において「緑地又は法地」（緑地？）とされていてもかかわらず、所有者が形質変更していても、住民らの生命・身体・財産に対する危険が認められない限り、住民らはその工事の施工の停止を求めることができないと考えられます。本件ではなく今後の建築協定にあたって、県の所管となっていますが、協定において、任意規定として、土地の形質変更を制限する規定の設置の可否、規定できるとしてその指導が適切であるのか否か。造成宅地防災区域の指定（宅造法20条～23条）が可能・適切であるのか。ただし、本件土砂崩落に至るまでの行政対応として、問題ではないため、論点として外すことが適切とも思われます。
E-5	(他の論点) 残土の管理等	建設・土木・造園工事等によって発生する土の搬出に関する管理方法、がら混じりの発生土のマニュフェスト管理の徹底等。

※No.は、上記時系列にあたるNo.を記載。

※法令論点・その他の論点は、どちらに当たるかを記載。法令論点の場合は、その法令も記載。

※論点内容は、具体的な論点内容を記載。